



発行責任者 / 小林政仁

発行日 / 2025年8月1日



社報タイトル「一心」は社内で
掲げる2025年の標語です。

No.230

9月の税務

●9月10日

1. 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●9月30日

2. 7月決算法人の確定申告(法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
3. 1月, 4月, 7月, 10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
(消費税及び地方消費税)
4. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税及び地方消費税)
5. 1月決算法人の中間申告(法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
6. 消費税の年税額が400万円超の1月, 4月, 10月決算法人の3月ごとの中間申告
(消費税及び地方消費税)
7. 消費税の年税額が4,800万円超の6月, 7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月
ごとの中間申告(5月決算法人は2か月分)(消費税及び地方消費税)



※デスクマット等に挟んでご利用ください。



1. 認知症対策

本人が認知症になって判断能力が衰えたとしても受託者が本人に代わって財産の管理を行えるので、資産が凍結状態になりません。例えば親が老人ホーム等に入所して空き家になった実家を子供の判断で売却して、親の生活費に充てるということが可能になります。また、アパートを信託財産として信託契約を結ぶことにより、アパートの契約はもちろん、大規模修繕、売却、建替えをすることが可能になります。

2. 自分が亡くなった後の次の相続についても指定できる。

家族信託を使うと、自分が亡くなった後の次の相続についても誰に相続させるのか指定することができます。

3. 倒産隔離機能という機能があるので財産が守られる。

仮に受託者が自分の借金等で自己破産しても、受託者個人の私有財産と託した財産は法的に分けられるので、託した財産は守られます。

4. 不動産の共有問題を解決できる。

賃貸マンションがあり、相続人が複数いる場合、共有名義にするのではなく、持分を1人に信託し、賃貸収入(受益権)を相続人で分けることが可能です。建替えや売却は1人の裁量でできるようになります。

もし、家族信託を利用するメリットを少しでも感じられたのであれば、家族の中でご相談いただき、家族信託を利用することを検討してみてはいかがでしょうか。



暑さ対策

いよいよ8月。本格的な夏の暑さが到来し、日中の日差しも一段と厳しくなってまいりました。そんな時こそ、様々な「ひんやりアイテム」を賢く活用して、この夏を涼やかに乗り切りましょう。首元を冷やすネッククーラーや、水に濡らして使う冷感タオルは、通勤・通学時や屋外での活動時に大活躍します。

また、接触冷感素材の洋服や冷却スプレーなどのアイテムもあります。

これらのアイテムを上手に取り入れ、暑さに負けず、皆様が健やかで充実した日々を過ごされますように。